定　　款

2020年４月１日制定
2021年３月26日改定
2022年３月25日改定
2022年９月１日改定

株式会社ＡＤワークスグループ

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社ＡＤワークスグループと称し、英文では、A.D.Works Group Co.,Ltd. と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（１）不動産の売買及び仲介業務
（２）不動産の賃貸、管理、保有及び運用業務
（３）不動産の鑑定業務
（４）不動産に関するコンサルティング業務
（５）個人資産に関するコンサルティング業務
（６）土木建築、測量及び設計の業務
（７）土木建築工事業
（８）建築士事務所の経営
（９）損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
(10) 不動産に係る投資顧問業務
(11) 不動産特定共同事業法に基づく事業
(12) 有価証券の保有、運用、管理、売買及び有価証券への投資
(13) 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業並びに投資運用業
(14) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
(15) クラウドファンディング事業
(16) ホテル及び旅館の経営
(17) 飲食店業
(18) 貸金業
(19) 債務の保証その他金融業務
(20) エクイティ・ファイナンスを含む資金調達に関するコンサルティング業務
(21) コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業
(22) 再生可能エネルギーによる発電及び電力サービスに関する事業
(23) インターネットメディア及びウェブサイトのコンテンツの企画、デザイン、製作、運営及び管理
(24) インターネット等を利用した不動産の仲介業務
(25) インターネット等を利用した広告に関する企画、製作、実施及び広告代理店業務
(26) 機械、器具、設備及び航空機等の各種動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買並びに保守管理

(27) 生命保険業、他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
(28) 家具及びインテリア製品の製造並びに販売
(29) 労働者派遣事業
(30) 職業紹介事業
(31) 人事コンサルティング業務
(32) 前各号に附帯関連する一切の事業

2. 当会社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、1億5,715万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第９条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式会社の支配に関する基本方針を実現するための仕組み）

第10条　当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールの導入、継続、改正または廃止については、株主総会の決議によって行う。ただし、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によっても行うことができる。

2. 大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会、または取締役会の決議により行うことができる。

（自己株式の取得）

第11条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第13条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招集）

第14条　当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第15条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者及び議長）

第16条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第20条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役）

第23条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（役付取締役等）

第24条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、最高経営責任者 CEO、最高執行責任者 COO 及び最高財務責任者 CFO 各１名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役相談役を置くことができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第25条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の委任）

第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第28条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第29条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について

は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（取締役会規程）

第30条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第34条　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（選任）

第35条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第36条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2.　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第37条　会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第38条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第40条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2.　当会社の中間配当を行う場合の基準日は、毎年６月30日とする。

3.　前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第41条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（附則）

（電子提供措置等に関する経過措置）

１．現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、施行日から６ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。

３．本附則は、施行日から６ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。